

広
報

おたり

2023
12

Public relations magazine Otari village

December 2023 No.568

発行：小谷村役場

小谷野球リーグの事業で、小谷中野球クラブが友好都市菊川市に伺い、
小笠クラブと親善野球を行いました



【おもな内容】

② 令和5年度 小谷村表彰式について

③ 小谷塩の道トレイルを開催しました

令和5年度 小谷村表彰式



11月3日に小谷村表彰式が行われ、各分野で活躍された方々が表彰されました。

令和5年度小谷村表彰式表彰者（敬称略）

表彰状	表彰者	感謝状
地方公務員功労 丸山 俊一	多年にわたり村行政の職務に精励し地方自治の振興に尽力されました。	
社会事業功労 永岡 光代	多年にわたり民生児童委員として社会福祉行政の発展に尽力されました。	
その他功労 林 正二	信州小谷村ふるさと応援寄附として多額の金員を寄附され村政運営に多大な貢献をされました。	

小谷小学校PTA 優良PTA文部科学大臣表彰 受賞

小谷小学校PTAが令和5年度優良PTA文部科学大臣表彰を受賞しました。

ケーブルテレビによるPTA活動の紹介、相互理解を深めるための活動など、平成18年の開校からの様々なPTA活動が評価されたことによる受賞です。

小谷村教育委員会



元小谷中学校校長 塩島 弘志氏 叙 勲



元小谷中学校校長 塩島弘志氏（白馬村）が長年にわたる功労により、瑞宝双光章を受章されました。

叙勲とは、公共的な職務の複雑度、困難度、責任の程度などを評価し、職務を果たし功績をあげた人に対して、授与されるものです。

塩島先生は昭和32年に南小谷中学校講師を初任とし、昭和34年に同南小谷中学校教諭に任じられました。その後39年間にわたり、特に南北安曇郡内下の小中学校に勤務さ

れ、平成4年4月から平成8年3月までの4年間、小谷中学校校長としてお勤めいただきました。

平成7年に阪神・淡路大震災に見舞われたことを機に、同年7月の集中豪雨災害と相まって大阪府鷹取中学校との相互交流を開始し、地域災害に地域住民や教職員、生徒とともに災害への備えや復興に対する指揮を実践されました。

10月26日、ご自宅において、関教育長から叙勲の伝達をいたしました。

小谷塩の道トレイル



11月4日から5日に「小谷塩の道トレイル」が開催され、184名のランナーが塩の道を走り抜けました。

イベントに参加いただいたランナーからは、「エイドに地域の食材があり楽しめた」「景色が本当にきれいで何度も足を止めて癒された」といった感想をいただき、小谷村の特色を楽しんでいただけた大会になりました。

また、小谷村の温かさがランナーにも伝わり、「沿道の声援が力になった」「おもてなしが最高だった」といった感想をいただきました。

村民の皆さまには、エイド等にご協力いただいたほか、沿道での応援など長時間にわたりご協力いただきありがとうございました。

■お問い合わせ

観光地域振興課観光商工係 ☎ 82・2585

北アルプス広域消防本部 消防協力者表彰

11月5日に北小谷下寺地区で起きた住宅火災で、下寺在住の増富康亮さん・妻の永子さん、社会医療法人城西医療財団Sウェルネスクラブ小谷に北アルプス広域消防本部から感謝状が贈られました。

【功績概要】

増富康亮さん、永子さん

人命救助活動に尽力された功績

社会医療法人城西医療財団

Sウェルネスクラブ小谷

消火用水の提供に努められ被害を最小限に食い止めた功績

増富さんご夫婦は、119番通報するともに屋内にいた男性を救助し、消防、警察が来るまでの間、安全の確保に尽力されました。また、Sウェルネスクラブ小谷は、消防水利が少ないため、スイミングプールの水を消火用に提供されました。各位

の迅速かつ適切な活動がなければ人命にかかわる可能性が高いものであり、消火活動及び被害拡大防止にご協力いただきました。

火を扱うことが多い季節となっております。今一度火の元及び消火器等の消火設備、緊急時の連絡体制など確認しましょう。

■お問い合わせ

総務課庶務係

☎ 82・2024

「住宅用地適用（異動）申告書」の提出について

賦課期日（1月1日）において、新たに住宅用地を所有する方及び利用状況に異動があった所有者の方は、その賦課期日である1月1日までに「住宅用地適用（異動）申告書」をご提出ください。ただし、前年度から引き続き所有し、かつ申告内容に異動がない場合は、提出いただく必要はありません。申告いただいた場合は、令和6年度課税から適用されます。

様式は小谷村役場ホームページからダウンロードしていただくか、税務係窓口にご覧いただけます。

住宅用地とは、居住用として全部またはその一部を利用して宅地のことと言えます。住宅用地は税負担を軽減することを目的として、その面積の広さによって小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。なお、店舗や事務所、営業用駐車場等として利用されている宅地は非住宅用地となり、軽減は適用されません。

■お問い合わせ

総務課税務係

☎ 82・2037

感染症を予防しましょう

寒い季節となり、空気が乾燥し感染症が流行しやすい時期となりました。新型コロナウイルス感染症だけでなく、季節性インフルエンザも流行しています。また、これからはノロウイルスやRSウイルス等の感染症も懸念されます。

これらの感染症にかからない、流行させないためにも、予防がとても大切です。手洗い・うがいに加え、こまめに部屋の換気をする、

状況に応じてマスクを着用するなど、感染対策をお願いします。

併せて、ご自身の体調管理も重要です。栄養や休息・睡眠をしっかりととり、適度に体を動かすなど、感染しにくい生活習慣を心がけていただき、この冬を元気に乗り切りましょう。



新型コロナワクチン接種について

現在実施している新型コロナワクチンの集団接種は、12月11日をもって終了

しますので、お早めにお電話ください。

●ワクチンコールセンター
☎71・7880

希望された方には確定通知をお送りしておりますが、新たに接種を希望される方や村外での接種を希望される方は、ワクチンコールセンターへご連絡ください。接種日に限られていま



小谷村子育て世代包括支援センターよりお知らせ

小谷村ファミリーサポート

利用会員を募集しています



「ファミリーサポートセンター」とは、子育ての協力を行いたい人と受けた人が会員になり、小谷村子育て包括支援センターを事務局とし、事務局が橋渡し役として、会員同士が子ども

の世話等を一時的に協力し合う有償ボランティア組織です。

利用会員（子育ての協力を受

けたい人）の登録対象者は、村内に住民票を有する人、または村内で勤務する人で、産前産後の人、首が座った乳児（概ね4か月頃）から小学校6年生までの子どもがいる人。

チラシのQRコード・村のホームページより申込みできます。

仕事があつて保育園の送迎が難しい。延長保育園・学童の時間外に子どもを預けたいけど、お願いする人がいない。産前産後に手伝いをしてくれる人がいない。病院受診中に子どもをお願いする人がいないなど、利用会員の登録をしているとサポートを受けることができます。

会員登録は無料です。ぜひ、

ご活用ください。



12月3日～9日は『障害者週間』です

「障害者週間」は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深め、障がい者があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、『国際障害者デー』である12月3日

から、12月9日までの1週間を『障害者週間』として設定されました。

この1週間は、障がい者に対する理解と認識を深め、障がいのある人もない人も、共に暮ら

せる社会の実現に向かって一人ひとりが考える週間です。今年は、グループホームについて紹介します。

白馬村にも新しく障がい者のグループホームができましたが、グループホーム（共同生活援助）は障害福祉サービスのひとつです。障害者手帳をお持ちの方、難病の方など、生活に支援が必要な方が少人数で暮らしています。ホームには世話人さんがいて、金銭管理や日常生活

■お問い合わせ

住民福祉課福祉係
☎82・2582



村内の 空き家状況 について

集落支援係では村内における空き家状況を調査しましたので結果をお知らせいたします。

調査手法

令和5年8月の集落要望ヒアリング時に各地区代表者への聞き取りおよび、現地確認。※空き家とは

1年以上住んでいない、または使われていない家と定義し、その他、人の出入りや、電気・ガス・水道の使用状況、物件の管理状況等、総合的に判断します。

調査内容

各地区代表者にヒアリングを実施し、空き家の可能性がある住宅すべて、外観より3段階の判定を行ないました。

判定区分

①居住可能（直ちにまたは軽微な補修で住むことができ

る状態）

②補修が必要（水回りや基礎等の一部に腐朽、破損が生じているが大修理をすれば住むことができる可能性がある状態）

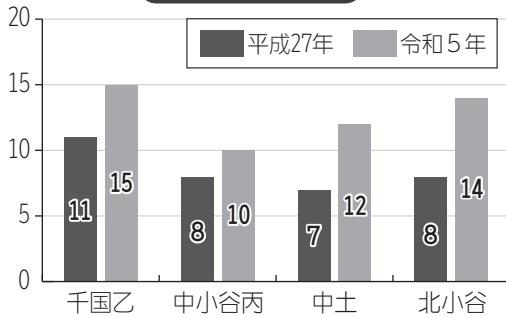
③居住不可能（柱・梁の腐朽、破損又は変形が著しく崩壊等の可能性があり除去が必要な状態）

調査結果

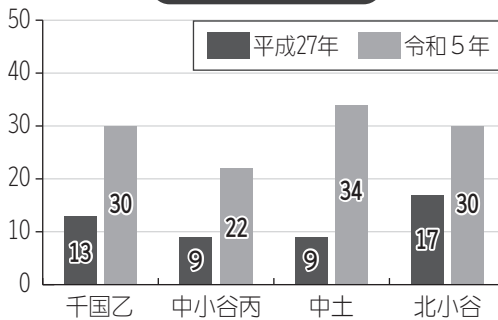
平成27年度の調査時より8年間で空き家総数が14.6%増（52軒増）総数166軒となりました。

また平成27年度に要補修であった空き家の一部では老朽化等が進み、居住不可能判定が増えた要因になったと推測されます。

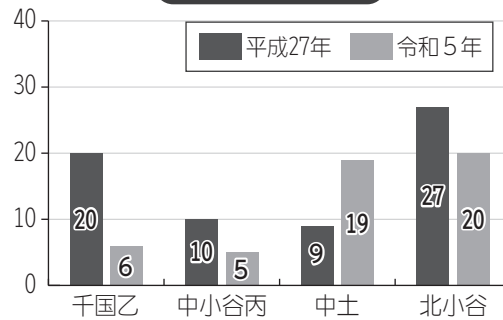
居住可能



居住不可



要補修



村では「空き家バンク」制度があります。所有者から依頼のあった、空き家物件情報を村のホームページなどで提供する仕組みです。近年の空き家バンク成

令和5年度 有害鳥獣捕獲について

令和5年度の有害鳥獣捕獲事業を11月14日まで実施いたしました。期間中の捕獲状況についてお知らせいたします。

- ・ツキノワグマ 35頭（昨年9頭）
- ・イノシシ 15頭（昨年11頭）
- ・ニホンジカ 16頭（昨年21頭）
- ・ニホンザル 36頭（昨年9頭）

皆様から提供いただいた目撃情報により、ニホ

約件数として毎年5件程度が成約し売買・賃貸されている状況です。また、空き家バンク利用で移住希望者のほとんどが賃貸利用を希望しています。空き家所有者の方や今後、ご自身の住宅の管理等についてご不安がある方は一度、集落支援係までお気軽にご相談ください。

また、「長野地方法務局・長野県司法書士会では、不動産の相続登記を促進する取り

組みとして、「エンディングノート」を作成し、インターネットに公開しています。令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。ぜひご利用いただき、皆様の財産の今後について考えてみましょう。



■お問い合わせ

観光地域振興課集落支援係
☎82・2589

■お問い合わせ

観光地域振興課農林係
☎82・2588

地域包括支援センターからのお知らせ

『まちの縁側講座』が開催されました

10月5日に下里瀬、池原、雨中区にて『まちの縁側講座』が開催されました。

『まちの縁側講座』とは、社会福祉協議会、包括支援センター、県長寿社会開発センター大北支部、大町保健福祉事務所の主催により、地域を散策することで日頃気づかない地域の魅力や課題を探り、高齢者が気軽に集まれる居場所づくりなど、地域のあり方を考える講座となっています。

介護予防の視点からも、高齢者の居場所や活躍の場の確保は重要です。地域を繋ぐ潤滑油として無理なく継続的に参加できる、『居場所づくり』と、『ビト』『モノ』『コト』が緩やかにつながる地域ができていくことを狙いとしています。

当日散策してみて、次のような意見・感想が出ました。

下里瀬地区

相撲の碑、薬師堂など他の地域の人にも知って欲しい。
災害などを受けながらも地に着いた生活をしている住民には頭が下がる。

池原地区

池原諏訪神社が立派！ほかの人にも見てもらいたい。人が少なくなっているがお祭りを介して子どもたちや村民が集まる場所にできないか。

雨中区

堤防道路の散策、みなとやさんが昭和を感じさせる。
雨中には素晴らしい縁側ビトがいた。(過去に自宅地下を開放して地域の人のよりどころにされていたお宅を見学させていただきました。)

どの地区も畑やお花畑をきれいに管理されていた。
普段、車で動くことの多い参加者も、「歩くことで見えるものが違った。」と口を揃えて話しており、この機会を通じてご近所の人とのお茶会を考えたいなどと前向きな意見も聞かれ、再発見の機会を継続して欲しいといった意見も出ました。

新しいものを作るのでなく家の前に椅子を置いてみるなど、小さなことからちよつとした『居場所づくり』を始めてみませんか。

■お問い合わせ

地域包括支援センター

☎82・3135

「人生を最期まで健やかに

過ごすために」終活講座」

を開催します

地域包括支援センターではACP(人生会議)の普及啓発を行っています。これまで緊急時に医療機関とスムーズに連携が図れるよう、冷蔵庫に情報を記入したカプセルを入れておく「救急医療情報キット」や、小谷版エンディングノート「えんでく」の普及を行ってきました。

相続、遺言、生前贈与…片付け、家の始末、墓じまい。判断能力があり元気な今だからできること。自分のために家族のために「今」やっておくべきことは？スッキリしてこれからの人生を楽しみましょう！

事前のお申し込みは不要です。この機会にお気軽に「ご参加ください」。

■お問い合わせ

地域包括支援センター

☎82・3135

人生を最期まで健やかに

過ごすために」終活講座

日時

令和5年12月14日(木)

午後1時30分～午後3時

場所

小谷村役場2階 視聴覚室

講師

NPO法人ライフデザインセンター

代表理事 小川 和子氏

参加費 無料

お問い合わせ

地域包括支援センター

☎82・3135

まめまめ知識

No.117



「食べ物を歯でかみ、味わって食べる」ことは、私たちの心と体を健康に保つためにとっても大切です。

今回のまめまめ知識では『歯と口の健康づくりについて』をテーマにします。

最近、いつ歯医者さんへ行きましたか？

歯と口の健康は、心身の健康を支えていくためにとっても大切であり、生活の質を良くする重要な意味をもっています。そのため大切なことは、定期的に歯科医院に通い、検診やケアを受けることです。

令和4年度の村の健診を受けられた方のうち「この1年間に歯科検診を受けている」と回答された方は45・5%でした。歯と口の病気は、悪化してから自覚することが多く、痛くなったときだけ歯科医院に通う人もまだまだ多いようです。

健康を保つためには、歯みがきなどのセルフケアだけでなく、歯科医院での定期検診が欠かせません。歯科医院で

は、歯の治療だけでなく、定期検診や歯のクリーニング（歯石や歯垢の除去）、歯のみがき方や手入れの方法等についてアドバイスを受けることもできます。



歯の健康づくりには むし歯予防と歯周病予防

歯の健康づくりに大切なのは「むし歯予防」と「歯周病予防」です。「むし歯予防」には、フッ素が効果的なので、

フッ素入りの歯磨き粉を使うようにしましょう。より効果的なのは、歯にフッ素を定期的に塗ることです。乳歯だけでなく、永久歯にも効果があるので、新しく生えてきた永久歯も歯科医院で塗ってもらうとよいでしょう。

また「歯周病」は悪化すると口の中だけでなく、糖尿病や心疾患などの全身の疾患につながる恐れがあります。痛くなれば気付くむし歯とは違い、歯周病は歯を支える骨や歯茎が弱っていく病気のため、気が付かないうちに悪化してしまいます。そうならないためには、正しい歯みがきと歯間ブラシなどのセルフケアが大切です。加えて、少なくとも年に一度は歯科医院で検診を受け、歯石・歯垢除去などのケアを受けましょう。



小谷村では次のような支援を行っています

① 歯周疾患節目検診

今年度中に40・50・60・70歳の誕生日を迎える方を対象に、歯科検診にかかる費用の補助を行っています。対象となられる方へは年度当初に案内をお送りしていますので、この機会にご利用いただき、ご自身の歯や口の健康づくりにお役立てください。

② 20歳及び30歳の 歯科検診

より若い世代の人たちに、口腔内の衛生状態に関心をもっていただくとうと開始した事業になります。今年度中に20歳及び30歳の誕生日を迎える方が対象となりますが、対象となられる方へは既に案内をしておりますので、是非この機会にご利用いただき、ご自身の歯や口の健康づくりにお役立てください。

③ 年長児フッ素塗布事業

今年度中に6歳の誕生日を迎えるお子さん（年長児）を

対象に、フッ素塗布（ブラッシング指導含む）の無料受診券（1回分）をお送りしています。お子さんの健やかな歯の育成のため、この機会にご利用ください。

④ 妊婦歯科検診

妊娠中はホルモンの影響やつわり等で口腔内の健康な状態が保たれにくい時期にあるため、村では妊婦さんを対象に歯科検診にかかる費用の補助を行っています。妊娠中はもとより、出産後のお母さんとお子さんのお口の健康を守るため、是非ご利用ください。

■お問い合わせ

住民福祉課健康推進係
☎82・2570

小谷村農業委員の改選について

令和6年5月に現在の農業委員の任期が満了となります。
平成28年の農業委員会法の改正により、選挙ではなく公募・推薦による農業委員の任命となります。

●指定地域で農業委員に適した方を推薦する

農業委員の公募には、

①決められた地域から農業委員となるべく方を推薦してもらいます。

②決められた地域とは、左記表に区分される地域となります。

地 区 名	募集人員
梅池南、梅池北、川上、五区、千国	2名
土倉、蕨平、峯立屋	1名
黒川、伊折、月岡、池の平、平間、日道	1名
南雨中、北雨中、下里瀬、虫尾	1名
池原下、池原、石坂、来馬	1名
土谷全域	1名
中谷全域	1名
三ヶ村、下寺、島塩坂、湯原	1名
深原、李平、大網、姫川温泉、戸土	1名

●農業委員任命までのスケジュール

令和6年1月15日～	農業委員公募開始
令和6年2月16日	農業委員公募終了
令和6年2月下旬	農業委員選考委員会 (小谷村役場内で組織)
令和6年3月中旬	小谷村議会で任命者の承認・同意
令和6年3月下旬	農業委員任命者の決定
令和6年5月20日	農業委員改選(村長から任命)

農業委員応募のQ&A



Q 農業委員としてふさわしい者を指定された地域内で推薦すればよいのか。

A そのとおりです。ただし、法に規定する農業委員に推薦できない者(役場職員などに注意してください。選挙ではないので公職選挙法とは異なります)。

Q 推薦する者の指定要件があるのか？(農業者や耕作面積等)

A 地区から任命していただく者に対する耕作面積や農業者の有無は問いません。しかし、ある程度農業に理解のある方が望ましいです。認定農業者や女性など幅広い分野から農業委員として活動できる者を推薦してください。

Q 応募に対する説明会などは行うか？

A 令和6年1月15日午前10時に役場101会議室で事務説明会を開催します。推薦地区関係者のご出席をお願いいたします。

■詳細や質問について

小谷村農業委員会事務局
(小谷村役場農林係内)

☎82・2588 (直通)

小谷村職員採用試験

令和6年4月採用予定の職員を次のとおり募集します

①職種・募集人員

一般行政(初級) 若干名
社会福祉士 若干名

②申込締切日

令和5年12月22日(金)まで。
(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)
郵送による場合は、締切日までに到着したものに限りま。

③第一次試験日・会場

令和5年1月21日(日)
小谷村役場

■お問い合わせ

小谷村役場 総務課庶務係
☎82・2024

※募集要綱は、総務課窓口又は村のホームページにてご確認ください。

長野県内の事業主の皆様へ



長野県のマッチングサイト NAGANO MATCHING SITE 「信州で働こう！」



掲載開始の
お手続きはこちら

bit.ly/3sDIseo
県のホームページが開きます。



登録申請書類の様式の他、
申請方法の詳細等をご覧
いただけます。

東京圏・愛知県・大阪府からの人材採用を進めませんか！



民間求人サイトと連携し、
広く情報発信！



長野県が運営する移住を検討している
方々に特化した求人サイトです

<<求人掲載無料>>



サイトはこちらから
アクセスいただけます。

uij-matching.pref.nagano.lg.jp

長野県へ移住した方には
100万円の移住支援金

長野県では、市町村と共同で、東京圏、愛知県又は大阪府から県内に移住し、県が開設・運営する本マッチングサイトに掲載する求人に応募して採用された方に、移住支援金(最大100万円)を支給する制度を実施しています。

●お申込・お問い合わせ先



長野県 産業労働部労働雇用課
雇用対策係
長野県長野市大字南長野字幅下692-2

●電話

026-235-7201

●メール

rotai@pref.nagano.lg.jp

白馬リサイクルセンターからのお知らせ

冬期特別受け入れについて

令和5年度冬の観光シーズンに伴うごみ、リサイクル物の冬期特別受け入れを次のとおり行います。
カレンダーを確認し、お間違えのないようお願いいたします。

【受入期間及び時間】

- <期 間> 令和5年12月24日（日）から令和6年3月31日（日）まで
- <休 み> 期間中、土曜日と第四日曜日及び12月31日、1月1日
- <受入時間> 午前9時から午後3時まで



【搬入方法】

- 燃えるごみ・金属類は「北アルプス広域連合の指定ごみ袋」で搬入してください。
- リサイクル物は無料です。（指定袋は不要）搬入できるリサイクル物は、

ダンボール・ペットボトル・無色ビン・茶色ビン・その他の色ビン・ガラスくず（陶磁器くず）・白色トレイ・アルミ缶・紙パック・プラスチック製容器包装・紙製容器包装・新聞（折込チラシ）・雑誌・雑紙・衣類（布類）・小型家電・廃食用油・乾電池・蛍光管・水銀式温度計・体温計 です。

令和5年12月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2 休み
3 休み	4	5	6	7	8	9 休み
10 休み	11	12	13	14	15	16 休み
17 休み	18	19	20	21	22	23 休み
24 特別受入	25	26	27	28	29 特別受入	30 特別受入
31 休み						

令和6年1月

日	月	火	水	木	金	土
	1 休み	2 特別受入	3 特別受入	4	5	6 休み
7 特別受入	8 特別受入	9	10	11	12	13 休み
14 特別受入	15	16	17	18	19	20 休み
21 特別受入	22	23	24	25	26	27 休み
28 休み	29	30	31			

令和6年2月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3 休み
4 特別受入	5	6	7	8	9	10 休み
11 特別受入	12 特別受入	13	14	15	16	17 休み
18 特別受入	19	20	21	22	23 特別受入	24 休み
25 休み	26	27	28	29		

令和6年3月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2 休み
3 特別受入	4	5	6	7	8	9 休み
10 特別受入	11	12	13	14	15	16 休み
17 特別受入	18	19	20 特別受入	21	22	23 休み
24 休み	25	26	27	28	29	30 休み
31 特別受入						

白馬リサイクルセンターからのお願い

- 搬入時はシート掛けを行い、道路にごみやリサイクル物等を落とさないよう注意してください。
- 収集業務及び粗大ごみのお問合せは、下記へお願いします。
【小谷村役場住民福祉課住民係 ☎82-2581】
- その他ご不明な点は白馬リサイクルセンター（☎72-3312）までお問合せください。
URL <http://www.kita-alps.omachi.nagano.jp/>





《参加費無料》スマホ活用講座・相談会

【要予約（先着10名様）・参加費無料】

毎週月曜日『おたりつぐら』で開催中

午前10:00～12:00



日時		講習内容
12/4	10:00～	地図アプリの利用方法
	11:00～	自治体マイナポイントの申込方法
12/11	10:00～	SNSの使い方（LINEなど）
	11:00～	スマホを安全に使うためのポイント
12/18	10:00～	電源の入れ方、基本のボタン操作
	11:00～	自治体マイナポイントの申込方法
12/25	10:00～	アプリのインストール方法
	11:00～	SNSの使い方（LINEなど）

ゴッツイイ

ムサササ



電話

050-5211-6333



メール info-otari@pxc.jp



オンライン予約 <https://bit.ly/3rYbEyB>



※定員になり次第、受付を終了する場合がございます。

小谷村自治体マイナポイント 申込はお済ですか？

自治体
マイナポイント

自治体マイナポイント事業は、国が実施していたマイナポイント事業と同じ仕組みを使い、小谷村が独自でマイナポイントを付与する事業です。

【条件】

- ・小谷村に住民票がある
- ・マイナンバーカードを取得済みである

【もらえるポイント】

1人につき、2,000円分のポイント

【申請期間】

令和5年10月2日（月）～令和6年1月25日（木）



12/4(月)・12/18(月)

スマホ活用講座で小谷村自治体マイナポイントがお申込みいただけます！

※マイナンバーカードと暗証番号が必要です。

小谷村CATVインターネット事務局

電話：050-5211-6333 / Mail：info-otari@pxc.jp

Wireless Communications

| (((WICOM))) | ワイコム株式会社



小谷村大字中小谷丙131 小谷村役場2階

営業時間(平日)：9:00～17:00

フェニックスコミュニケーションズ株式会社

道路除雪にご協力をお願いします

冬期間の道路除雪は、朝の通勤通学時間に間に合うように夜明け前から行います。安全で円滑な作業が行えるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

除雪車に近寄らないで

作業中の除雪車は、死角が多いためたいへん危険です。特に除雪車後方は死角になるため、絶対に近寄らないでください。

路上駐車は絶対にだめ

道路上に車を放置すると除雪作業の妨げになるほか、通行する車両の迷惑になります。最悪の場合、その道路が除雪できなくなりますので絶対にやめてください。

通行止にご協力を

作業上、一時的に道路の通行ができなくなる場合があります。事故の原因となりますので、作業エリアへ強引に進入しないでください。

道路に雪を出さないで

除雪が終了した道路に雪を出す方がいますが、安全な交通の妨げ

になります。また、スリップ事故など交通事故の原因になりますので絶対にしないでください。

ご迷惑をおかけします

積雪・降雪状況によっては、玄関先に雪が残ってしまう、道路の幅が狭くなってしまいう等、十分な除雪が出来ない場合があります。また、夜間には作業音がうるさいことが予想されますが、皆様の生活道路の確保のため、ご理解・ご協力をお願いします。

危険な個所を発見したら

雪崩などを発見した場合は、速やかに役場建設係へ連絡してください。

お問い合わせ

建設水道課建設係

☎ 82・2204

村道梅池旅館区線は冬期間 一方通行になります

村道梅池旅館区線は急勾配のため、12月20日から翌年3月31日までの間、道路交通法による一方通行となります。違反した場合は通行禁止違反となり、違反点数の加算及び反則金が課されます。冬期間の安全な通行を確保するため、ご理解・ご協力をお願いします。



支障木の伐採に

ご理解ご協力を

お願いします

冬季は着雪による倒木が発生しやすく、道路通行の支障となる事例も多数見受けられます。倒木が原因となり車両や歩行者に事故が発生した場合は、立木(土地)の所有者が賠償責任を問われますので、今一度ご自身が所有される土地の立木をご確認いただき、所有者の責任で伐採・枝払いなどの管理をしてください。なお、道路通行や除雪業務に支障となる樹木がある場合は、緊急対応として予告なく伐採・撤去する場合がありますので、ご理解をお願いします。

- 民法第233条【竹木の枝の切除及び根の切取り】
- 民法第717条【土地の工作物等の占有者及び所有者の責任】
- 道路法第43条【道路に関する禁止行為】

枝払い作業時の注意事項

作業時には通行車両や自動車又は歩行者の安全確保と、立木やはしご等からの転落防止に十分ご注意ください。なお、電線(電気・電話・CATV)が絡む枝先の剪定は危険が伴いますので、管理事業者(中部電力・NTT・CATV事務局)に依頼する等、ご自身で全て作業を行うことは避けてください。

切符は南小谷駅で買おう 列車を見かけたら、手を振ろう

小谷村大糸線振興会議

国道148号の通行規制に 関するお知らせ

近年観測史上最大といわれる集中的な豪雪が局所的に多発しており、大規模な滞留車両の発生や、長時間の通行止め等、人命や経済活動に影響するような事象が発生しています。

これを受け、大雪時の対応方針を「人命を最優先に、幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避する」に転換し、事前の通行止めや、集中除雪の実施を図ることとしました。

通行規制については、幹線道路連絡会議（国、高速道路会社、県、警察）で通行止め区間等の調整を行ったうえで、規制を行うこととなります。通行止めとなる可能性の高い場合は、対象の区間等について広報を行います。また、実際に通行規制を行うこととなった場合にもできるだけ早期に情報提供に努めてまいりますので、住民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

■お問い合わせ先

大町建設事務所維持管理課維持係
☎22・5111（代）

令和5年度 小谷村農業委員会 定例会のお知らせ

次回の開会予定

12月20日（水）
午後4時から

■お問い合わせ

小谷村農業委員会事務局
（観光地域振興課農林係）
☎82・25588

今月の納税

12月

税目	期別	納期限
固定資産税	3期	1月4日（木）

税目	期別	納期限
国民健康保険税	7期	1月4日（木）

税目	期別	納期限
後期高齢者医療保険料	6期	1月4日（木）

□座振替を指定されている方は12月25日（月）に振替えますので、□座の残高をご確認ください。25日の定期振替ができなかった方は、1月10日（水）に再振替をさせていただきます。

交通安全啓発日について

■お問い合わせ

大町地区交通安全協会小谷支部事務局
総務課庶務係 ☎82 - 2024

*毎月5日と20日は「交通安全の日」です。

*4のつく日（4日・14日・24日）は「シートベルト・チャイルドシート啓発の日」です。

交通事故防止のため、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践をお願いします。